

旧KURURUポイント取扱規則 新旧対照表

改正後	改正前
旧KURURUポイント取扱規則 (目的) 第1条 本規則は、旧 KURURU 取扱規則第1条に規定する旧 KURURU カードの保有者に対して、旧 KURURU ポイントサービス内容及び適用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 (適用範囲) 第2条 本サービスに係る取扱については、旧KURURU取扱規則で定めるほか本規則で定める。 2 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。 (用語の定義) 第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 旧 KURURU カードとは、無記名式カード、記名式カード、旧おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめってえバスカードをいう。 (2) 旧KURURU交通事業者とは、アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社、長野市乗合タクシー運行事業者、長野市、すざか市民バス運行事業者、すざか乗合タクシー運行事業者、高山村、高山村支線交通運行事業者及び飯綱町iバス運行事業者をいう。 (3) 旧KURURU取扱事業者とは、旧KURURUカードの販売等を行う事業者をいう。 (4) SF（ストアードフェア）とは、専ら旧KURURU交通事業者が定める旅客運賃の支払に充当するKURURUカードに記載された金銭的価値をいう。 (5) 旧KURURUポイントとは、本規則に基づき付与されるポイントサービスをいう。 (6) IC定期乗車券とは、券面に定期乗車券の情報が印字された旧KURURU	KURURUポイント取扱規則 (目的) 第1条 KURURU カードの保有者に対して、KURURU ポイントサービス内容及び適用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 (適用範囲) 第2条 本サービスに係る取扱については、KURURU取扱規則で定めるほか本規則で定める。 2 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。 (用語の定義) 第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) KURURU カードとは、無記名式カード、記名式カード、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめってえバスカードをいう。 (2) KURURU交通事業者とは、アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社、長野市乗合タクシー運行事業者、長野市、すざか市民バス運行事業者、すざか乗合タクシー運行事業者、高山村、高山村支線交通運行事業者及び飯綱町iバス運行事業者をいう。 (3) KURURU取扱事業者とは、KURURUカードの販売等を行う事業者をいう。 (4) SF（ストアードフェア）とは、専らKURURU交通事業者が定める旅客運賃の支払に充当するKURURUカードに記載された金銭的価値をいう。 (5) KURURUポイントとは、本規則に基づき付与されるポイントサービスをいう。 (6) IC定期乗車券とは、券面に定期乗車券の情報が印字されたKURURUカー

改正後	改正前
カードをいう。 (7) <u>旧</u>おでかけパスポートとは、70歳以上で長野市内に在住する者のうち希望者に発行する<u>旧</u>KURURUカードをいう。 (8) 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードとは、70 歳以上で飯綱町内に在住する者のうち希望者に発行する <u>旧</u> KURURU カードをいう。 (9) 高山村ふれあいパスポートとは、70 歳以上で高山村内に在住する者のうち希望者に発行する <u>旧</u> KURURU カードをいう。 (10) 小川村まめってえバスカードとは、70 歳以上で小川村まめってえバスカード村内に在住する者のうち希望者に発行する <u>旧</u> KURURU カードをいう。 (<u>旧</u>KURURUポイントの付与)	ドをいう。 (7) おでかけパスポートとは、70歳以上で長野市内に在住する者のうち希望者に発行するKURURUカードをいう。 (8) 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードとは、70 歳以上で飯綱町内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。 (9) 高山村ふれあいパスポートとは、70 歳以上で高山村内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。 (10) 小川村まめってえバスカードとは、70 歳以上で小川村まめってえバスカード村内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。 (KURURUポイントの付与)
第4条 本協議会は、<u>旧</u>KURURU交通事業者における<u>旧</u>KURURUカードを用いた利用により、土曜日、日曜日、祝休日、8月13日から16日まで及び12月29日から1月3日までの利用についてはSF利用額の25%を、これらに該当しない水曜日及び県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク期間中は15%を、いずれにも該当しない日は5%を、<u>旧</u>KURURUカードに<u>旧</u>KURURUポイントとして付与する。ただし、<u>旧</u>KURURUポイントは、令和6年11月30日までの利用について付与するものとする。 2 IC 定期乗車券による定期券区間内の利用分については、<u>旧</u> KURURU ポイントは付与しない。 3 その他、本協議会又は<u>旧</u> KURURU 交通事業者が実施するキャンペーン、イベント等により、所定の基準に従って <u>旧</u> KURURU ポイントを付与する。ただし、<u>旧</u> KURURU ポイントは、令和6年11月30日までの利用について付与するものとする。 4 <u>旧</u>KURURUポイントは、毎月末に1か月分のSF利用額の合計に基づき仮ポイントを集計し、翌月確定ポイントとして付与する。この際、小数点以下の端数は切捨てる。 5 本協議会は、<u>旧</u> KURURU ポイントの付与基準等を予告なく改定することがある。 (<u>旧</u>KURURUポイントの失効)	第4条 本協議会は、KURURU交通事業者におけるKURURUカードを用いた利用により、土曜日、日曜日、祝休日、8月13日から16日まで及び12月29日から1月3日までの利用についてはSF利用額の25%を、これらに該当しない水曜日及び県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク期間中は15%を、いずれにも該当しない日は5%を、KURURUカードにKURURUポイントとして付与する。ただし、KURURUポイントは、令和6年11月30日までの利用について付与するものとする。 2 IC 定期乗車券による定期券区間内の利用分については、KURURU ポイントは付与しない。 3 その他、本協議会又は KURURU 交通事業者が実施するキャンペーン、イベント等により、所定の基準に従って KURURU ポイントを付与する。ただし、KURURU ポイントは、令和6年11月30日までの利用について付与するものとする。 4 KURURUポイントは、毎月末に1か月分のSF利用額の合計に基づき仮ポイントを集計し、翌月確定ポイントとして付与する。この際、小数点以下の端数は切捨てる。 5 本協議会は、KURURU ポイントの付与基準等を予告なく改定することがある。 (KURURUポイントの失効)
第5条 <u>旧</u> KURURU ポイントの有効期限は、ポイント付与月から24か月後の月末日とし、有効期限を過ぎた<u>旧</u> KURURU ポイントは自動的に失効する。 2 <u>旧</u> KURURU カードが失効及び無効となった場合並びに<u>旧</u> KURURU カードを	第5条 KURURU ポイントの有効期限は、ポイント付与月から24か月後の月末日とし、有効期限を過ぎた KURURU ポイントは自動的に失効する。 2 KURURU カードが失効及び無効となった場合並びに KURURU カードを解約

改正後	改正前
解約した場合は、付与した<u>旧</u> KURURU ポイントはすべて失効する。 3 偽造、変造その他不正に作成された<u>旧</u> KURURU ポイントを使用することはできない。 (<u>旧</u> KURURU ポイントの確認) 第6条 <u>旧</u> KURURU ポイントの残高は、所定の機器及び本協議会が開設するホームページで確認することができる。 (<u>旧</u> KURURU ポイントの移行) 第7条 <u>旧</u> KURURU カードの変更（無記名式カードから記名式カードへ、一般カードから障害者カード、障害者介護者カード、<u>旧</u>おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめっえバスカードへ、小児カードから一般カード又は小児障害者カードへ、小児障害者カードから障害者カードへ、<u>旧</u>おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめっえバスカードから一般カードへ等）、<u>旧</u> KURURU カードの再発行及び記名式カードを解約し無記名式カードを発売する場合並びに障害者介護者カードを解約し同一記名人の<u>旧</u> KURURU カードに移行する場合は、使用者からの申し出により、累積した<u>旧</u> KURURU ポイントを移行する。 2 記名式カードから記名式カードへ、無記名式カードから無記名式カードへの変更は移行しない。 (<u>旧</u> KURURU ポイントの還元) 第8条 <u>旧</u> KURURU ポイントは、使用者からの申し出により、以下の各号に定める方法で、SFに還元することができる。 (1) <u>旧</u> KURURU ポイントは、1 ポイントを1円とし、100ポイント単位で還元する。 (2) <u>旧</u> KURURU カードのSF残額が20,000円を超えない範囲で還元する。 (3) <u>旧</u> KURURU ポイントの失効期限に近いものから還元する。 (4) <u>旧</u> KURURU ポイントは、現金とは交換しない。 (5) 複数の KURURU カードの<u>旧</u> KURURU ポイントを合算することはできない。 (6) <u>旧</u> KURURU ポイントの他者への譲渡や、相続の対象とすることはできない。 (7) SFに還元された<u>旧</u> KURURU ポイントは、再び<u>旧</u> KURURU ポイントへは交換しない。	した場合は、付与した KURURU ポイントはすべて失効する。 3 偽造、変造その他不正に作成された KURURU ポイントを使用することはできない。 (KURURU ポイントの確認) 第6条 KURURU ポイントの残高は、所定の機器及び本協議会が開設するホームページで確認することができる。 (KURURU ポイントの移行) 第7条 KURURU カードの変更（無記名式カードから記名式カードへ、一般カードから障害者カード、障害者介護者カード、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめっえバスカードへ、小児カードから一般カード又は小児障害者カードへ、小児障害者カードから障害者カードへ、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめっえバスカードから一般カードへ等）、KURURU カードの再発行及び記名式カードを解約し無記名式カードを発売する場合並びに障害者介護者カードを解約し同一記名人の KURURU カードに移行する場合は、使用者からの申し出により、累積した KURURU ポイントを移行する。 2 記名式カードから記名式カードへ、無記名式カードから無記名式カードへの変更は移行しない。 (KURURU ポイントの還元) 第8条 KURURU ポイントは、使用者からの申し出により、以下の各号に定める方法で、SFに還元することができる。 (1) KURURU ポイントは、1 ポイントを1円とし、100ポイント単位で還元する。 (2) KURURU カードのSF残額が20,000円を超えない範囲で還元する。 (3) KURURU ポイントの失効期限に近いものから還元する。 (4) KURURU ポイントは、現金とは交換しない。 (5) 複数の KURURU カードの KURURU ポイントを合算することはできない。 (6) KURURU ポイントの他者への譲渡や、相続の対象とすることはできない。 (7) SFに還元された KURURU ポイントは、再び KURURU ポイントへは交換しない。

改正後	改正前
(8) 本協議会及び <u>旧</u> KURURU 取扱事業者は、使用者が還元しなかった場合でもその責めを負わない。	(8) 本協議会及び KURURU 取扱事業者は、使用者が還元しなかった場合でもその責めを負わない。
(旧 KURURU ポイントの還元箇所)	(KURURU ポイントの還元箇所)
第 9 条 <u>旧</u> KURURU ポイントの還元は、「別表」の <u>旧</u> KURURU 取扱窓口で行うことができる。	第 9 条 KURURU ポイントの還元は、「別表」の KURURU 取扱窓口で行うことができる。
2 <u>旧</u> KURURU 取扱事業者は、前項で定めた取扱箇所以外で <u>旧</u> KURURU ポイントの還元を行うことがある。	2 KURURU 取扱事業者は、前項で定めた取扱箇所以外で KURURU ポイントの還元を行うことがある。
(ポイントの訂正)	(ポイントの訂正)
第 10 条 本協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者が保有する <u>旧</u> KURURU ポイントを訂正することができる。	第 10 条 本協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者が保有する KURURU ポイントを訂正することができる。
(1) 利用者が、本規則や法令等に違反し、その他本協議会が定めた方法以外で不正に <u>旧</u> KURURU ポイントを付与した場合	(1) 利用者が、本規則や法令等に違反し、その他本協議会が定めた方法以外で不正に KURURU ポイントを付与した場合
(2) その他、本協議会が <u>旧</u> KURURU ポイントを訂正することが適切であると判断した場合	(2) その他、本協議会が KURURU ポイントを訂正することが適切であると判断した場合
(規則等の変更)	(規則等の変更)
第 11 条 本規則が改定された場合、以後の <u>旧</u> KURURU ポイントに係る取扱については、改定された規則を適用する。	第 11 条 本規則が改定された場合、以後の KURURU ポイントに係る取扱については、改定された規則を適用する。
2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更されることがある。	2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更されることがある。
附 則	附 則
本規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。	本規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。
附 則	附 則
本規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。	本規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
附 則	附 則
本規則は、平成 27 年 10 月 31 日から施行する。	本規則は、平成 27 年 10 月 31 日から施行する。
附 則	附 則
本規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。	本規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
附 則	附 則
本規則は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。	本規則は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。
附 則	附 則
本規則は、令和 元年 12 月 1 日から施行する。	本規則は、令和 元年 12 月 1 日から施行する。
附 則	附 則
本規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。	本規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

改正後	改正前																												
附 則 本規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 3 年 3 月 8 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 3 年 4 月 22 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 3 年 8 月 23 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>本規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。</u> 【別表】	附 則 本規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 3 年 3 月 8 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 3 年 4 月 22 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 3 年 8 月 23 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。 【別表】																												
<table><tr><td rowspan="7">KURURU取扱窓口</td><td colspan="2">くるるカードセンター</td></tr><tr><td colspan="2">長野市役所</td></tr><tr><td colspan="2">高山村保健福祉総合センター</td></tr><tr><td rowspan="4">アルピコ交通</td><td>長野駅前総合案内所</td></tr><tr><td>長野営業所</td></tr><tr><td>松代営業所</td></tr><tr><td>戸隠営業所</td></tr><tr><td colspan="2">新町営業所</td></tr></table>	KURURU取扱窓口	くるるカードセンター		長野市役所		高山村保健福祉総合センター		アルピコ交通	長野駅前総合案内所	長野営業所	松代営業所	戸隠営業所	新町営業所		<table><tr><td rowspan="7">KURURU取扱窓口</td><td colspan="2">くるるカードセンター</td></tr><tr><td colspan="2">長野市役所</td></tr><tr><td colspan="2">高山村保健福祉総合センター</td></tr><tr><td rowspan="4">アルピコ交通</td><td>長野駅前総合案内所</td></tr><tr><td>長野営業所</td></tr><tr><td>松代営業所</td></tr><tr><td>戸隠営業所</td></tr><tr><td colspan="2">新町営業所</td></tr></table>	KURURU取扱窓口	くるるカードセンター		長野市役所		高山村保健福祉総合センター		アルピコ交通	長野駅前総合案内所	長野営業所	松代営業所	戸隠営業所	新町営業所	
KURURU取扱窓口		くるるカードセンター																											
		長野市役所																											
		高山村保健福祉総合センター																											
		アルピコ交通	長野駅前総合案内所																										
			長野営業所																										
			松代営業所																										
	戸隠営業所																												
新町営業所																													
KURURU取扱窓口	くるるカードセンター																												
	長野市役所																												
	高山村保健福祉総合センター																												
	アルピコ交通	長野駅前総合案内所																											
		長野営業所																											
		松代営業所																											
		戸隠営業所																											
新町営業所																													

改正後				改正前			
		長電バス・長野電鉄主要駅	長電バス長野営業所			長電バス・長野電鉄主要駅	長電バス長野営業所
			長電高速バス長野駅前案内所				長電高速バス長野駅前案内所
			長電バス飯綱営業所				長電バス飯綱営業所
			長野駅 長野売店				長野駅 長野売店
			権堂駅				権堂駅
			須坂駅				須坂駅